

令和 2 年 4 月 17 日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様

諏訪広域連合介護保険課長

新型コロナウイルス感染防止に係る訪問介護（生活援助中心型サービス）が規定回数を超える場合の届出の臨時的取り扱いについて（通知）

このことについて、新型コロナウイルス感染症の長野県内の発生状況を踏まえ、感染防止のため、令和 2 年 4 月 20 日から当面の間、下記のとおり臨時的な取り扱いを可能としましたのでお知らせします。

ついては、内容をご確認の上、貴事業所の職員に周知くださいますようお願いいたします。
なお、本通知の取り扱いの適用を終了するときは、改めてお知らせします。

記

1. 基本的な考え方

ケアプランに規定回数以上の訪問介護を位置付ける場合に、当該ケアプランを市町村への届出を義務付け、そのケアプランについて、市町村が地域ケア会議の開催により検証を行うこととしているが、多職種が一堂に会する状況になるため、感染拡大防止の観点からケア会議は開催しないこととする。

2. 具体的取扱い

- (1) 訪問介護を規定回数以上位置付けたケアプランの届出の手順のうち、提出された書類を基に行われていたケア会議については、代替えとして電話や FAX 等を活用し、照会や聞き取りで行う。
- (2) (1)の取扱いによる場合は、運営基準違反としない。

3. 留意事項

- (1) 本通知は、訪問介護を規定回数以上位置付けたケアプランの届出に係るケア会議の開催について臨時的な取り扱いを示したもので、該当ケースがある場合の書類等の届出は遅延なく行うこと。
- (2) 本通知に示す臨時的な取扱いは、諏訪広域連合が指定権者である居宅介護支援事業者を対象とする。

諏訪広域連合 介護保険課 事業者指導・支援係 担当：宮武 電話：82-8162(直通) FAX：71-2071 E-mail：kaigo@union.suwa.lg.jp
